資料3

感染の再拡大防止に向けて

【令和3年3月５日】決定
【令和3年3月８日】施行

■ 今後の対策の考え方

道民の皆様のご理解、ご協力により、新規感染者数などは大きく減少したが、引き続き感染の抑制を図り、再拡大を防止していくことが必要である。

特に、人の移動や会食機会の増加などといった感染リスクが高まる時期に備えながら、安心してワクチンの接種を受けられる環境づくりを進めることが重要である。

このため、これまでの経験等を踏まえ、感染を防ぐ行動の徹底・定着と、再拡大の防止に向けた対策に取り組む。

■ 当面の目標

道の警戒ステージ２以下を目指す
（新規感染者数133人/週以下、病床全体250床以下）

■ 対策のポイント

Ⅰ. 感染防止行動の実践（道民の皆様等に対する協力の要請）

Ⅱ. 行動変容の定着に向けた普及啓発等

Ⅲ. 感染再拡大の予兆の探知等

Ⅳ. 予兆に対する迅速な対応

Ⅰ.感染防止行動の実践
【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく道民の皆様等に対する協力の要請

基本行動　手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

1 外出の際には

行動のポイント

・体調が悪いときには、外出を控える。
・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。
・感染拡大地域への訪問は、行き先などを慎重に検討する。
・緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える。

2 飲食の際には

行動のポイント

・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
・「黙食」を実践する（食事は４人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

3 職場内では

行動のポイント

・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める。
・休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
・テレワークや時差出勤を推進する。

特に、今年の年度末・年度始めにあたっては

３月から４月は、人の移動や歓送迎会といった会食等機会の増加が見込まれる時期であり、また、ワクチンの優先接種が始まる中、感染の再拡大を防止するためにも、国の通知など全国的な取組の一環として、年度末、年度初めの期間は、特に次の場面での感染防止行動を徹底する。

卒業式、入学式等は

・卒業式、入学式、入社式等の行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討する。

歓送迎会等は

・歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会等については控える。

卒業旅行等は

・大人数での会食が避けられない場合は卒業旅行などの旅行を控える、あるいは延期を検討する。また、なるべく混雑しない平日の間での行動を検討する。

入学、着任等は

・引越時期を分散化するため着任日は柔軟に対応する。また、入学、着任までの体調管理を徹底する。

Ⅱ. 行動変容の定着に向けた普及啓発等
【ターゲットに応じた普及啓発等の実施】

道の取組

道民向け情報発信

・地域の感染状況に応じた振興局毎の注意喚起
・札幌市内の街頭ビジョンなど多くの方が集まる場所での普及啓発
・集団感染事例をまとめた事例集の活用

転入者向け情報発信

・市町村窓口などでの普及啓発資料の配付
・転勤・入社・入学の場面での新北海道スタイルの呼びかけ

若者向け情報発信

・マンガ・イラスト・ＳＮＳを活用した普及啓発
・学校、公共施設などでのポスターの掲出
・学内メーリングリストを活用した新入生・在校生向け注意喚起

Ⅱ. 行動変容の定着に向けた普及啓発等
【飲食店などにおける普及啓発等の実施】

道の取組

飲食の場面における情報発信

・新北海道スタイルを実践している店舗等の取組（好事例）などの発信
・接待を伴う飲食店向け手引書の配布（札幌市との連携）
・飲食店の利用客に対する「黙食」等の呼びかけ

〔振興局毎の取組〕
・繁華街の飲食店への個別訪問などによる感染防止対策の取組徹底
・飲食店などを対象とした勉強会の実施、啓発資材の配布

移動の場面における情報発信

・空港や駅などにおける交通事業者と連携した普及啓発
・同居者をはじめとした少人数による移動の呼びかけ
・移動先における「黙食」等の呼びかけ

Ⅲ.感染再拡大の予兆の探知等

道の取組

早期探知に向けた対応

・隠れた感染源を早期に見つける積極的疫学調査の実施
・繁華街等における無症状者に焦点を当てた「モニタリング検査」の実施
・高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合の迅速で幅広い検査の実施

変異株に対する監視体制の強化

・道立衛生研究所における変異株のスクリーニング検査の実施等

ワクチン接種体制の構築等

・市町村や医師会、医療機関等との連携による円滑なワクチン接種体制の構築
・医療従事者等への接種の実施体制の構築
・医学的知見が必要な専門技術的相談体制の確保

Ⅳ.予兆に対する迅速な対応
【集団感染への対応】

道の取組

感染拡大防止体制の構築

・現地対策本部・現地支援対策本部の迅速な設置
・北海道感染症広域支援チームの迅速な編成・派遣
・国、都道府県、関係団体等と連携した専門家、医師、保健師、看護師、介護職員等の派遣

検査、入院調整等の実施

・衛生資器材の確保
・感染者の搬送・入院等に関する調整
・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
・検体採取用車両の積極的な活用
・感染の拡大が見られる地域では感染者が発生していない施設の検査も実施
・精神保健福祉センターによる施設職員等への心のケア等による施設機能の維持・確保の支援

Ⅳ.予兆に対する迅速な対応
【感染再拡大への対応】

道の取組

①モニタリングと注意喚起等の実施

振興局ごとの感染状況についてモニタリングを行い、感染の拡大傾向が認められる場合には、振興局において、地域の実情に応じて住民に対する注意喚起や繁華街での感染防止対策を実施する。

②地域を限定した措置の実施

①の注意喚起等を実施しても、感染の拡大が認められる場合には、次の状況を総合的に勘案し、期間を設定して、特定の地域や業態を対象とした外出自粛などの強い施策を講じる。

・当該地域における感染拡大が他地域に波及する可能性が高いか
・当該地域における感染の広がりが続いているか
・医療提供体制等への負荷が高まっているか

Ⅳ.予兆に対する迅速な対応
【感染再拡大への対応】

道の取組

③まん延防止等重点措置の検討等

・　地域における感染がさらに拡大し、道内全体に拡大するおそれがあると認められる場合であって、当該地域の医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められるときには、当該地域を対象とした「まん延防止等重点措置」の国への要請を検討する。

・　なお、地域における感染拡大が、道内全体に拡大するおそれがあると認められる場合とは、当該地域の感染拡大の影響により、全道の新規感染者数が道の警戒ステージ４の目安（10万人当たり15人/週）を超えるおそれがあるときとする。

・　この場合、当該地域における「まん延防止等重点措置」に準じた措置の実施についても検討する。